

日本税法学会「税法学」投稿規程

2021年6月12日及び13日

日本税法学会役員会及び総会承認

(目的)

第1条 この規程は、日本税法学会（以下「本学会」という。）の発行する機関誌「税法学」（以下「本誌」という。）に関する投稿ルールを明確にし、本誌掲載原稿が税法学の研究者相互間での検討及び批判に耐えうる形式を有することを確保するとともに、執筆者の責務を明らかにして不正行為が生じた場合における本学会の対応の方針、措置等を明示することを目的とする。

(投稿資格)

第2条 本誌への投稿をすることができる者は、本学会の会員に限る。ただし、「税法学」編集委員会（以下「編集委員会」という。）が特に認めるときは、この限りでない。

2 会員が会員でない者と共同して執筆した原稿については、編集委員会の定めるところにより本誌に掲載することが可能な場合に限り、本誌への投稿をすることができる。

(投稿できる原稿)

第3条 本誌への投稿をすることができる原稿は、論説、判例研究、外国税制研究及び書評とし、次の各号に定める要件をすべて満たすものに限る。ただし、編集委員会が特に認めた場合には、この限りでない。

- 一 税法学の研究に関するものであること。
- 二 主として日本語により執筆されたものであること。
- 三 すでに公表されたものでなく、かつ、他誌に投稿中でないこと。
- 四 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）第3節1(3)の捏造、改ざん及び盗用が行われたものではないこと。
- 五 原稿の著者がその原稿において示されていること。
- 六 著者の従前の研究成果の一部又は全部につき、その典拠の引用なくして再使用したものでないこと。
- 七 個人情報に対する配慮が適切になされていること。
- 八 本学会が別に定める本誌執筆要領（以下「執筆要領」という。）を遵守していること。

2 前項に定める著者とは次の各号のいずれにも該当するものをいう（以下この規程において同じ。）。

- 一 研究の企画、構想、調査、解析など、その研究に対し本源的かつ実質的な貢献をしていること。
- 二 論文の相当部分について執筆し、論文の内容を説明できること。

3 大学院に在籍する学生が投稿する場合には、投稿前に当該原稿につき指導教員による指導を受け、かつ投稿に関し指導教員の承諾を得なければならない。

4 連載原稿については、編集委員会が特に認めた場合を除き、本誌への投稿をすることができない。

5 第1項に定める論説、判例研究、外国税制研究及び書評の種別は、投稿を希望する者（以下「投稿希望者」という。）の申告による。ただし、その内容に照らして適当でないと認められる原稿の種別は、編集委員会が決定する。

（投稿の方法及び掲載の手続）

第4条 投稿希望者は、その者が所属する地区研究会の承認を得て投稿希望を申し出る際に、当該地区の研究委員長（以下「地区研究委員長」という。）を通じて、この規程を遵守する旨を誓約する書面を理事長に提出しなければならない。

2 本誌への投稿は、地区研究委員長の推薦に基づかなければならない。ただし、研究大会シンポジウム基調報告原稿、本誌記念号掲載原稿その他編集委員会が特に認めたものについては、この限りではない。

3 本誌への投稿をしようとする原稿は、投稿前に、投稿希望者が所属する地区の研究会における報告及び質疑応答その他の指導並びに地区研究委員長によるこの規程及び執筆要領への適合性の検査（以下「地区査読等」という。）を経たものでなければならない。ただし、専門分野等との関係で地区査読等が十分にできないと地区研究委員長が判断する場合には、地区研究委員長は、他地区に所属する所属会員又は本学会会員以外の者でその原稿の質的水準の審査に適したものに対し、その原稿の一部又は全部の質的水準が確保されていることの検査（以下「第三者査読」という。）を、「税法学」編集委員長（以下「編集委員長」という。）に申し出ることができる。この場合において、編集委員長はその原稿に係る第三者査読に適した者を理事長に推薦し、理事長がその者に第三者査読を委嘱する。

4 本誌への投稿をしようとする原稿は、地区査読等を経た後、編集委員長によるこの規程及び執筆要領への適合性の検査（以下「編集委員長査読」という。）を経たものでなければならない。この場合において、編集委員長が特に必要と認めるときは、編集委員長は第三者査読を理事長に申し出ることができる。この場合において、編集委員長はその原稿に係る第三者査読に適した者を理事長に推薦し、理事長がその者に第三者査読を委嘱する。

5 投稿希望者が地区査読等（第三者査読を含む。）及び編集委員長査読で指摘された修正を施した原稿を提出した場合、編集委員長は、理事長の委任に基づき、その原稿を本誌に掲載することを決定する。

（原稿の校正）

第5条 前条第4項により本誌への掲載が決定された原稿の著者は、原則として1回のみ校正（以下「著者校正」という。）を行うことができる。

2 著者校正は、誤植、漢字変換ミス、欧文表記ミス、記入漏れ、字体の変更その他比較的小規模なものに留めなければならない。著者校正が相当な範囲・規模に及ぶ場合には、編集委員会は、当該投稿に係る本誌該当号への掲載を見送り、次号以降に掲載を繰り延べることができる。

（著作権の帰属と無断転載の禁止）

第6条 本誌に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属する。本学会は、本誌に掲載された原稿を電子化して利用することができる。

2 本誌に掲載された原稿は、理事長の許可なくして、他の書籍、雑誌などに転載できない。

（原稿料と抜刷り）

第7条 本誌に掲載された原稿の原稿料は、1字当たり1円として算定する。ただし、論説については3万円、論説以外の原稿については2万円を上限とする。

2 本誌に掲載された原稿の抜刷りは、20部までは無料とし、著者がそれを超える部数を希望するときは、著者がその実費を負担するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 本誌に掲載された原稿について、第3条第1項第3号から第7号までに違反する事項が発見された場合には、編集委員会は、その原稿の掲載の取消しを理事長に勧告することができる。この場合において、理事長はその勧告に基づきその原稿の掲載を取り消し、その旨を直近の研究大会における役員会及び総会に報告するものとする。

2 前項により掲載を取り消された原稿の執筆者は、掲載号の回収費用及び再発行費用その他取消しに係る本学会の被った損害の賠償の責に任ずる。この場合において、掲載号の回収等の手続については別に定めるところによる。

3 第1項により掲載を取り消された原稿の執筆者は、第8条により支払われた原稿料を本学会に返還しなければならない。

(規程の解釈適用)

第9条 この規程の解釈適用に関する疑義につき、編集委員会が決定権限を有する。

(施行期日)

第10条 この規程は、2021年6月14日に施行する。